

東京地方裁判所平成21年(ワ)第24208号

原告 荒井晴彦、社団法人シナリオ作家協会

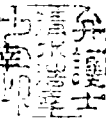
被告 西平秋子

## 準備書面 2

平成21年11月11日

東京地方裁判所民事第40部3A係 御中

被告訴訟代理人弁護士 清水 浩



1 被告は、第2回期日(平成21年11月11日)で陳述するために前もって平成21年11月2日に準備書面1を提出したが、その後、重大な事実が判明した。実に重要な事実であるので、ただちに裁判所に提示すべきであると考え、本日この準備書面2を提出するものである。

2 原告らは、本映画の脚本を、既に出版物に収録して公刊していた。しかも、そのとき原告らが許諾申請をして被告や文藝春秋が申請を拒否したというのではなかった。原告らは、許諾申請どころか被告や文藝春秋に対していっさい何も知らせることなく、まさに無断で勝手に脚本を収録、出版したのである。

その出版物は、原告協会が発行した月刊「シナリオ」の2006年7月号である。(乙10)

月刊「シナリオ」同号の表紙写真は本映画のワンカット(主人公)であり、表紙には「シナリオ ©監督・廣木隆一 原作・絲山秋子」という文字、その次の

行にひときわ大きな活字で「やわらかい生活 荒井晴彦」という記載がある。29頁から52頁にかけて本映画の脚本が収録されており、これは本脚本（甲1）ほぼそのままである。

さらに月刊「シナリオ」同号には、「加藤正人の気になる映画人たち」という連載インタビューが載っている。加藤正人は原告協会の会長であり、このインタビューのゲストは原告荒井である。二人はここで、本映画についても語っている

- 3 原告荒井と、原告協会の代表者である加藤正人は、月刊「シナリオ」同号に脚本が収録されていたのを知っていたのに、これほど重要な事実を明かすことなく、本訴訟を提起し口頭弁論を行ってきた。これは、うっかりして明かさなかったとかいうレベルの話ではない。

代表シナリオ集への脚本収録を被告が拒否するのは違法だと、まるで被告が脚本家の権利を踏みにじったかのように、原告らは本訴訟で主張してきた。

しかし、このたび露見した原告荒井や原告協会の所業は、それならば何であるのか。なんらの許諾を取らずに、いやそれどころか許諾申請すら行わず勝手に脚本を出版しておいて、被告や文藝春秋がそれに気がつかずにいるのを良いことにそのまま訴訟を進めようとしたのが、原告らの真の姿である。

以上